災害時における観光客等への情報提供及び避難等に関する協定

富良野市(以下「甲」という。)と一般社団法人ふらの観光協会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定する。

(目的)

第１条　この協定は、富良野市域内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、甲が行う災害応急対策の実施に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第２条　災害時において甲が災害応急対策の実施を必要とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項についての協力を要請することができる。

(1)観光客等への災害広報活動

(2)観光客等の避難誘導

(3)その他、観光客等への災害応急対策に必要な事項

(協力)

第３条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、特別の理由がない限り業務協力を行うものとする。

(要請の方法等)

第４条　第２条の要請は、原則として様式１号により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、災害時に支障をきたさないよう日頃から点検、改善に努めるものとする。

(報告)

第９条 乙は、第３条の規定による業務協力を完了したときは、様式第２号により、次に掲げる事項を速やかに提出するものとする。ただし、書面をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに書面を提出するものとする。

(1)災害広報の実施方法及び回数

(2)作業開始・終了時間

(3)労務人数

(4)その他の災害応急対策を実施した場合、その業務内容

(経費の負担)

第１０条　　第２条に規定する業務に要した経費は、甲が負担する。

２　経費の算出方法については、災害発生時直前における通常の実費を基準として、甲乙協議して決めるものとする。

(経費の請求)

第７条　前条に規定する経費は、災害発生後１ヶ月以内に、甲が指定する職員の確認を得

た後、乙の作成した請求書等により請求するものとする。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条の規定により乙から経費の支払請求があったときは、富良野市財務規則に基づき速やかに支払うものとする。

（協　議）

第９条　この協定の実施に関し必要な細部手続き及びこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 10 条　この協定は、平成 25 年５月１日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 25 年５月１目

甲　富良野市　富良野市長

乙　一般社団法人ふらの観光協会
会長　松井　敬二